○　申込から猶予後のお支払までの流れ

お客さまの手続き

1．申込方法

①大阪市行政オンラインシステム
行政オンラインシステムで申込を行う場合は、利用者登録が必要です。
システム操作マニュアルを参照してください。

②郵送
※申込書をホームページから印刷できない方は、お客さまセンターにお問合せください。

①

2．行政オンラインシステムでの提出（添付）書類等

(1)行政オンラインシステムで申込を行う場合は、**こちら**をクリックしてください。

(2)申込に必要な添付書類（PDF又は画像データ）
ア　国や大阪市などによる新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度を利用されている方は、各支援制度の決定通知書（写し）

イ　上記**ア**の支援制度を利用されていない方は、給与明細、売上帳など収入が減少したことが確認できる書類（写し）

ウ　上記**ア・イ**の書類（データ）が提出できない方は、収入が減少している具体的な状況及び理由を申込フォームに入力

②

2－1．郵送での提出（添付）書類等

(1)所定の**申込書**

(2)申込に必要な添付書類
ア　国や大阪市などによる新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度を利用されている方は、各支援制度の決定通知書（写し）

イ　上記**ア**の支援制度を利用されていない方は、給与明細、売上帳など収入が減少したことが確認できる書類（写し）

ウ　上記**ア・イ**の書類が提出できない方は、収入が減少している具体的な状況及び理由を申込書に記載

②

2－2．郵送での提出先

水道をご使用になっている場所によって提出先が異なります。詳しくは**こちら**をクリックしてください。

①　②

水道局での処理

2週間程度

3．水道局での審査

申込内容を審査いたします。
なお、確認したい事項等がある場合は申込をされたお客さまに電話等でお問合せさせていただきます。

4．登録（決定）通知書の送付

審査の結果、記載内容等に問題がなければ、「長期支払猶予・分割支払特例制度登録（決定）通知書」を送付いたします。

支払猶予期間

お支払

5．猶予後の水道料金等のお支払開始

支払猶予期間終了後、猶予した水道料金等をお支払いいただきます。

【ご相談】
お支払猶予・分割支払に関するご相談は、お客さまセンター
（06－6458－1132）までご連絡ください。